

2022年11月15日

各 位

会 社 名 株式会社プレナス
代表者名 代表取締役社長 塩井 辰男
(コード番号： 9945)
問合せ先 IR室長 藤波 俊行
(TEL. 03-6892-0304)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年1月頃に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に係る基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年12月7日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2022年11月22日（火曜日）
- (2) 基準日 2022年12月7日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）
<https://www.plenus.co.jp/ir/announce/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び目的事項について

当社が2022年10月14日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、合同会社塩井興産（以下、「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けは成立したものの、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2023年1月頃を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社へ要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を

開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、または、(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上